

新温泉町町民政策コメント制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町民政策コメント制度の実施にあたり必要な事項を定め、町の政策等の策定にあたり、広く町民等に情報提供し、意見等の提出の機会を確保することにより、町政の透明性と公正性の確保を図るとともに、町民の町政への参画を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民政策コメント制度 町の基本的な施策等の策定にあたり、その施策等の趣旨、内容その他必要な事項を町民等に公表し、これらについて提出された町民等の意見及び情報（以下「意見等」という。）を考慮して意思決定を行うとともに、意見等に対する町の考え方を公表する一連の手続きをいう。
- (2) 実施機関 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (3) 町民等
 - ア 町内に住所を有する者
 - イ 町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
 - ウ 町内の事務所又は事業所に勤務する者
 - エ 町内の学校に在学する者
 - オ 町税の納税義務を有するもの
 - カ 前各号に掲げるもののほか、町民政策コメント制度に係る事業に利害関係を有するもの

(対象)

第3条 実施機関は、次に掲げる施策等を策定する場合は、この要綱に定めるところにより町民政策コメント制度を実施するものとする。

- (1) 町の施策に関する基本的な計画の策定又は改定
 - (2) 町の施策に関する基本的な方針及び内容を定める条例又は町民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料、手数料及び保険料の徴収に関するものは除く。）の制定又は改廃
 - (3) 大規模な公共事業及び施設整備計画の策定又は改定
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めるもの
- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、この要綱に定める町民政策コメント制度を実施しないことができる。
- (1) 審議会等の附属機関又はこれに準ずる会議（以下「附属機関等」という。）が、こ

の要綱に定める手続きに準じた手続きを経て策定した報告や答申等に基づいて計画等の策定を行う場合

(2) 施策等の策定にあたって、意見聴取の手続が法令により定められている場合

(3) 緊急を要するもの又は軽微なもの等と認められる場合

(公表の時期等)

第4条 実施機関は、施策等（前条第1項の規定により、この要綱に定める手続の対象となるものをいう。以下同じ。）を策定し、又は変更しようとするときは、最終的な意思決定を行う前に、その施策等の案を公表するとともに、次に掲げる資料を併せて公表するよう努めるものとする。

(1) 施策案等を策定する趣旨、目的及び背景

(2) 施策案等の概要

(3) 根拠法令の規定や上位計画等の概要

(4) 施策案の実施により生じることが予測される影響や必要と見込まれる経費の概要

(5) 附属機関等の審議、検討に付した場合にあっては、当該審議又は検討の概要がわかる情報

(6) 前各号に掲げるもののほか必要と認められる情報

2 実施機関は、前項の公表を行うときは、次に掲げる意見等の提出に係る事項等を併せて公表するものとする。

(1) 施策案等に対する意見等の提出期間

(2) 施策案等に対する意見等の提出方法

(3) 施策案等に対する資料の入手方法

(4) 施策案等に対する問い合わせ先

(公表の方法等)

第5条 実施機関は、施策案等を公表しようとするときは、その案及び前条各号に掲げる資料（以下「案等」という。）を担当課に備え付け、その概要等の資料を総合支所に備え付けるとともに、町のホームページに掲載するものとする。

2 実施機関は、前項に定めるもののほか、必要に応じ、他の方法により施策案等の概要が周知されるよう努めるものとする。

(意見等の提出)

第6条 実施機関は、施策案等を公表しようとするときは、町民等が意見等を提出するために必要な期間を勘案して、1か月程度を目安とする提出期間及びその提出方法を定めて明示するものとする。

2 意見等の提出方法は、担当課及び総合支所への持参、郵便、ファクシミリ、電子メール等案件に応じ必要な方法によるものとする。

3 意見等を提出しようとする町民等は、住所及び氏名（町民等が法人その他団体である場合にあっては、当該団体の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を明

らかにしなければならない。

- 4 実施機関は、意見等を提出した町民等の氏名等を公表する場合には、その施策案等を公表するときにその旨を明示するものとする。

(個人情報保護)

- 第7条 前条第3項の規定により提出された意見等のうち個人情報に関するものは、新温泉町個人情報保護条例（平成17年新温泉町条例第17号）の趣旨により適正に取扱うものとする。

(意見等の取扱い)

- 第8条 実施機関は、第6条の規定により提出された意見等を考慮して、施策等について意思決定を行うものとする。
- 2 実施機関は、前項の規定により施策等について意思決定を行ったときは、提出された意見等及びこれに対する町の考え方並びに当該施策等の案を修正したときは当該修正の内容及び理由を公表するものとする。ただし、個人又は法人その他の団体の権利又は正当な利益を害するおそれがあるものについては、その全部又は一部を公表しないことができる。
- 3 前項の規定による公表は、第5条第1項の規定を準用する。

(その他)

- 第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱は、施行の日以後に意思決定を行う施策案について適用する。ただし、現に意思決定過程にある施策案で、町民などの意見を聴取する手続を経ているものについては、この要綱の規定は適用しない。

新温泉町町民政策コメント制度のあらまし

町民政策コメント制度とは？

地方自治体の運営においては、地方分権の本格化、公民協働への大きな流れ、情報技術の高度化、行政運営の透明性の要請など、新しい時代の潮流に的確に対応することが求められています。特に、町民の行政への参画と協働による町政運営が重要となっており、町民が町政を身近に感じ、協働していくためには、町民が政策形成過程に参画する機会を拡大していくことが大切です。

「町民政策コメント制度」とは、町が重要な政策や計画を決めるときに、その原案を町民の皆さんに公表し、皆さんから寄せられた意見や提言、情報を政策形成に反映していく制度です。

町民の皆さんから寄せられた意見等については、原案に活かせるかどうかを検討し、その結果と意見に対する町の考え方を公表します。

この制度の対象となる事業は？

原案を町民に公表する事業は、

- (1) 町の施策に関する基本的な計画
- (2) 町民に義務及び負担を課す事務事業
- (3) 大規模な拠点開発〔公共事業〕
- (4) その他必要と認めるもの

としています。

この制度は、町民の皆さんの意見や情報の提出を受けて町が政策案を最終決定するものであり、賛否を問うものではなく、例えば、賛成が多いので推進したり、反対が多いので取りやめるというものではありません。

「町の公表した原案はこうだが、違う方法がいいのではないか。」、「こういう情報があるが検討しているのか」といった建設的な意見、提言、情報提供を求めるものです。

制度の仕組みは？

- ①町が政策や計画、条例の原案を策定します。
↓
- ②原案を町民の皆さんに公表します。
↓
- ③町民の皆さんに意見・提言等を提出していただきます。
↓
- ④寄せられた意見・提言等を参考に町で再度検討します。
↓
- ⑤政策決定後、検討結果を町民の皆さんに公表します。